

船舶インシデント調査報告書

令和3年10月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和2年12月13日 13時30分ごろ
発生場所	岩手県釜石市唐丹漁港 死骨崎金島灯台から真方位312° 1.9海里付近 （概位 北緯39° 12.4′ 東経141° 53.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート光進丸は、錨泊中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年12月25日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 光進丸、5トン未満（長さ2.98m） 211-16881岩手、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力7.2kW、回転数毎分 6,000、2気筒、ボア50mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りをしながら錨泊中、帰航しようと船外機の始動を試みたものの、始動することができなかつたので、船長が、オールを使用して帰航していたところ、付近を航行中の船舶を認めて救援を依頼し、同船の船長によって海上保安庁に本インシデントの発生が通報されるとともに、同船にえい航されて帰港した。 本船は、本インシデント後、船長が点検したところ、燃料ホースに経年劣化による亀裂が生じて空気が混入し、燃料油が船外機に供給されていなかったことが判明した。 本船の燃料ホースは、約20年前から交換せずに使用されていた。
分析	本船は、燃料ホースが、約20年前から交換されずに使用され、経年劣化による亀裂が生じていたところ、錨泊中、船外機を始動しようとした際、同ホースに空気が混入して燃料油が船外機に供給されなかつたことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、燃料ホースが約20年前から交換されずに使用され、経年劣化による亀裂が生じていたところ、錨泊中、船外機を始動しようとした際、同ホースに空気が混入して燃料油が船外

	機に供給されなかったため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、燃料ホースを定期的に点検するとともに、必要に応じて交換を行うこと。